

林野火災予防運動

で、入林される際は、火気の取り扱いに十分注意し、たばこの投げ捨て等は絶対にやめましょう。

また、これからの時季は、ごみ焼きを原因とする火災が多く見受けられます。安易に敷地内や空き地でごみを燃やすことが火災を引き起こす原因となりますので、町のルールに沿ってごみの処理を行ってください。

問合せ／予防課 TEL 75-2200

5月1日(水)から31日(金)まで「林野火災予防運動」を実施します。この季節は空気が乾燥し、風の強い日も多く、油断すると短時間に燃え広がる危険性がありますので、

町民課から

国民健康保険担当 からのお知らせ

退職や就職などで職場の健康保険資格を脱退・加入した方は届け出が必要です。

よくあるお問い合わせ

Q退職し、職場の健康保険の資格を喪失しましたが、どうしたらいいですか？

A退職後すぐに再就職し、切れ目なく社会保険等に入する場合を除き、国民健康保険の加入の届け出が必要です。

【国保に加入する場合】 ●手続きに必要なもの

社会保険の資格喪失証明書または離職票等（退職日が確認できる証明書）、印鑑、マイナンバーカード（通知書）、本人確認ができる証明書

※加入の届け出が遅れると

加入の資格を得た月まで、さかのぼって資格を取得し、国保税を納めることになります。

Q国保に加入していましたが、就職して社会保険に加入しました。届け出は必要ですか？

A国保の資格喪失の届け出が必要です。届け出がないと、重複加入となり、国保税と社会保険料の両方が請求されることとなります。

退職や就職などによる国民健康保険（国保）の切り替え（加入や脱退）は自動的に行われなため、ご自身で届け出る必要があります。会社を退職して保険証を返却した後、国保に加入する届け出をせずに無保険状態になったり、国保に加入していた方が就職で職場の健康保険に加入した際に、国保を脱退する届け出をしていなかったりということが、この時期に起こりがちです。心当たりがある方は、下記のQ&Aをご参照の上、お早めに届け出をお願いします。

Q短期間、職場の健康保険に加入することになりました。国保脱退の届け出は必要ですか？

A短期間でも、職場の健康保険に加入する場合は、届け出が必要です。届け出がないと、重複加入となり、国保税と社会保険料の両方が請求されることとなります。

【国保を脱退する場合】 ●手続きに必要なもの

社会保険の資格取得証明書または職場から交付された健康保険証、印鑑、マイナンバーカード（通知書）、本人確認ができる証明書

※脱退の届け出が遅れると

国保資格がなくなった後に国保の保険証を使って医療機関を受診した場合は、国保が負担した分の医療費を返還する必要があります。

問合せ／国民健康保険担当（内線1215～1217）

行政相談委員の委嘱について

平成31年4月1日付けで、総務大臣から委嘱発令がありましたので、お知らせします。

委嘱期間は、平成31年4月1日から令和3年3月31日までです。

行政相談委員とは

- 総務大臣から委嘱を受けた民間有識者で、皆さんの相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を幅広く受け付け、助言や関係機関に対する通知などを行っています。
- 相談内容が複雑なものについては、総務省の行政評価局、行政評価事務所に連絡し、解決の促進を図ります。
- 相談活動を通じて得られたさまざまな行政運営上の改善についての意見を、総務大臣へ述べることができ、制度の改善につなげています。
- 各市町村に1名以上、全国では約5,000人の行政相談委員がボランティアとして、毎年約15万件以上の相談を受け付けています。

別海町担当総務省行政相談委員



小西美紀子さん
TEL 75-3132



及川 實さん
TEL 77-3051

問合せ／町民生活担当（内線1213）

犬を飼われている
みなさんへ

犬の登録および狂犬病予防注射 巡回実施のお知らせ



狂犬病予防法により犬の所有者は、狂犬病の予防注射を毎年1回必ず受けさせることが義務付けられており、受けさせなかった場合は、20万円以下の罰金に処するとされています。

本年も下記の日程で、犬の登録事務と狂犬病予防注射の巡回を実施しますので、犬を飼っている方は、代金を持参の上、最寄の会場で予防注射を受けてください。犬の登録をしていない方は、登録料金も必要となります。

なお、ワクチンだけを渡すことはできませんので、必ず飼い犬を連れてきてください。

狂犬病予防注射は、今回の巡回実施のほか、動物病院でも受けることができます。

狂犬病予防注射代金 1頭につき **3,110円** (10月まで)

※消費税率増税により10月から3,240円になります。

登録料 1頭につき **3,000円**

※登録済みの場合は、必要ありません。

令和元年度巡回スケジュール

●5月19日(日)

Aコース		
①	9:30 ~ 9:40	黄金会館前
②	9:50 ~ 10:00	大麻会館前
③	10:30 ~ 10:45	光進会館前
④	10:55 ~ 11:05	泉川会館前
⑤	11:20 ~ 11:30	西春別風連会館前
⑥	11:50 ~ 12:00	上西春別小学校前
⑦	13:05 ~ 13:20	役場西春別支所前
⑧	13:35 ~ 13:50	大成地域センター前
⑨	14:05 ~ 14:15	福島会館前
⑩	14:25 ~ 14:45	上春別地域センター前
⑪	14:55 ~ 15:00	恩根内会館前
⑫	15:10 ~ 15:20	上西別会館前

Bコース		
①	9:30 ~ 9:50	別海緑町内会館前
②	9:55 ~ 10:10	別海川上町公園
③	10:15 ~ 10:45	別海町交流館ぶらと前広場
④	10:55 ~ 11:05	東矢白別会館前
⑤	11:15 ~ 11:25	北矢白別会館前
⑥	11:45 ~ 11:55	開南会館前
⑦	12:05 ~ 12:15	役場上風連連絡事務所前
⑧	13:20 ~ 13:30	上風連東部会館前
⑨	13:40 ~ 13:55	奥行会館前
⑩	14:20 ~ 14:30	走古丹地域防災センター前
⑪	14:45 ~ 15:00	本別海地域センター前
⑫	15:10 ~ 15:20	昭和会館前

●5月26日(日)

Aコース		
①	9:30 ~ 9:45	J A 中春別前
②	9:50 ~ 10:05	中春別福祉館前
③	10:15 ~ 10:25	菊水会館前
④	10:45 ~ 10:55	平成会館前
⑤	11:05 ~ 11:20	東公民館前
⑥	11:30 ~ 11:45	尾岱沼地域センターきらくる前
⑦	13:00 ~ 13:10	春別会館前
⑧	13:20 ~ 13:35	床丹福祉館前
⑨	13:50 ~ 14:05	美原会館前
⑩	14:15 ~ 14:25	旧美原小学校前
⑪	14:35 ~ 14:45	北西別会館前
⑫	14:55 ~ 15:15	別海町図書館駐車場
⑬	15:20 ~ 15:35	別海寿町労働会館前

Bコース		
①	9:30 ~ 9:45	別海川上町公園
②	9:50 ~ 10:20	別海町交流館ぶらと前広場
③	10:25 ~ 10:50	別海憩いの森駐車場(役場側)
④	11:05 ~ 11:35	豊原会館前
⑤	11:50 ~ 12:00	中西別ふれあいセンター前
⑥	13:10 ~ 13:20	福富会館前
⑦	13:30 ~ 13:40	広野会館前
⑧	13:45 ~ 13:55	栄進会館前
⑨	14:05 ~ 14:20	西春別町内会館前
⑩	14:25 ~ 14:35	西春別本久町内会館前
⑪	14:45 ~ 14:55	西公民館前
⑫	15:00 ~ 15:10	役場西春別支所前



※多少天候が悪くても実施しますので、時間厳守でお集まり願います。

※犬の健康状態によっては、予防注射をできない場合もあります。

問合せ／町民生活担当 (内線1212)

春の一齐清掃を実施します

道路や空き地に散乱しているごみや空き缶を拾い、町をきれいにする春の一齐清掃を実施します。地域、町内会で計画を立て、みなでのごみを拾いましょう。

なお、地域、町内会によって実施日が違う場合がありますので、町内会に確認の上、参加してください。

実施日

5月12日(日)

一齐清掃に参加するときのお願い

- 回収するごみは、もえるごみ（紙類、繊維類、食物類、皮革類）、もえないごみ（金属、ビン類等）、ペットボトル、かんに分別してください。
※一齐清掃では、リサイクル分別を行いません。
- ごみの収集袋として肥料袋は使用しないでください。町指定のごみ袋か、透明または半透明の袋を使用してください。
- 廃タイヤ、廃家電等不法投棄されたものは、収集せずに下記担当までご連絡ください。現地確認の上、所管課で対応します。
- 家庭および町内会から出たごみの持ち込みは、絶対にしないでください。

問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）

春のすずらん無料法律相談のお知らせ

釧路弁護士会では、釧路弁護士会管内で弁護士が定住しておらず、法律事務所が開設されていない38町村において、5月に無料法律相談を企画しており、本町でも次のとおり開催します。

弁護士不在地区における無料相談は、住民の生活の安全を図るための有益な方策です。

また、弁護士の存在を身近に感じていただく良い機会です。どうぞ気軽にご相談ください。

■相談日時 5月16日(木)

午後1時30分から午後5時

■相談場所 別海町役場

■相談料 無料

■予約期間 5月7日(火)から14日(火)※予約制

■予約・問合せ／町民生活担当（内線1213）

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

くみ取りが必要な方は、くみ取り月の前月20日までに役場町民課窓口、各支所、各連絡事務所または渡邊清掃株式会社にお申し込みください。申し込みについては「し尿と家庭廃水のくみ取り予定表」を参考にしてください。予定表は役場町民課窓口、各支所、各連絡事務所配布しています。

なお、6月のくみ取り地区は、中西別、西春別駅前、西春別、泉川、大成、本別、野付半島、上春別、上風連、奥行です。まだ申し込みをされていない方は、5月20日(月)までにお申し込みください。

また、証紙がないと、くみ取りできませんので、事前に必ず別海町収入証紙（し尿処理専用）をご用意ください。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）



■申込先 渡邊清掃株式会社

TEL75-2861

フリーダイヤル

0120-57-9310

※携帯電話からはフリーダイヤルにつながりません。

いきいき元気あっぷ健康体操教室日程

9:45～受付 10:00～11:30体操教室

	中央公民館	東公民館	西春別ふれあいセンター
5月	9日(木)	14日(火)	21日(火)
6月	13日(木)	11日(火)	18日(火)

※会場の都合や天候により予定を変更することがあります。

地域包括支援センターから

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとした生活が送れることを目標として、月1回、運動指導や健康維持に関する教室を開いています。認知症予防にもつながる「脳活性化を意識した運動」も行います。

参加対象者

- ①65歳以上の方で、体力、気力の低下が気になる方
- ②誰かと一緒に運動したり、健康寿命を延ばす活動をしてみたい方（64歳以下でも可）

※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いします。

参加費無料

地域包括支援センターは、高齢者の介護や生活の困り事の総合相談窓口です

■申込み・問合せ／TEL 79-5500（直通） 役場1階福祉部内